

のびゆくこどもプラン 小金井

(第2期小金井市子ども・子育て支援事業計画)



© Studio Ghibli

令和4年3月改定
小金井市

本計画は、令和2年3月に策定した「のびゆくこどもプラン 小金井（第2期小金井市子ども・子育て支援事業計画）」のうち、「第3章 子ども・子育て支援事業計画」及び「第4章 子ども・子育て支援施策の取組」を変更したものです（該当箇所は太枠で示しています。）。

当初策定時の計画期間である令和2年度から令和6年度までの5年間のうち、令和4年度から令和6年度までの3年間について変更しました。

主な変更内容は次のとおりです。

- 計画期間の年齢別児童数の推計（7ページ）
小金井市人口ビジョン（令和3年5月）を策定したことから、年齢別児童数の推計を変更しました。
- 量の見込みと確保の内容（8～9ページ）
年齢別児童数の推計の変更等に伴い、量の見込み及び確保の内容を変更しました。
- 利用者支援事業（13ページ）
（仮称）新福祉会館建設予定時期の変更により、確保の内容を変更しました。
- 延長保育事業（時間外保育）（15ページ）
年齢別児童数の推計の変更等に伴い、量の見込み及び確保の内容を変更しました。
- 放課後児童健全育成事業（学童保育）及び放課後子ども教室事業（16ページ）
年齢別児童数の推計の変更等に伴い、量の見込み及び確保の内容を変更しました。
- 一時預かり事業（22～23ページ）
年齢別児童数の推計の変更等に伴い、量の見込み及び確保の内容を変更しました。
- 病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）（24ページ）
年齢別児童数の推計の変更等に伴い、量の見込み及び確保の内容を変更しました。
- 子どもを見守る家（カンガルーポケット）（31ページ）
所管の見直しを行い、指導室の所管となったため、地域安全課の記載を削除しました。
- 児童発達支援センター事業（41ページ）
巡回相談の試行期間が2年度で終了し、3年度から本格実施となったことから、その内容を反映しました。
- 子どもにやさしい自然環境の整備（44ページ）
みどりの基本計画の改定に伴い、イベント開催によりみどりの啓発をすることを主な取組としているため、参考指標を追加しました。

第3章

子ども・子育て支援事業計画

第1節 教育・保育提供区域の設定

1 国における教育・保育提供区域の考え方

提供区域とは、身近な地域で希望するサービスを利用しやすくする提供体制の確保のために、市町村が定めるもので、自治体にとって地域ニーズに応じたサービスを計画的に提供する（最適な需給バランスを図る）ための基礎的な範囲です。

区域の設定にあたっては、保護者や子どもが居宅から容易に移動することができ、質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を受けることができるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備状況、幼児期の教育と小学校教育との連携・接続などを総合的に勘案することとされています。

教育・保育提供区域は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域として設定しますが、地域子ども・子育て支援事業の提供体制については、事業ごとに設定します。

【参考】

■子ども・子育て支援法第61条第2項第1号（抜粋）

市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）…（以下略）

■区域設定の考え方（子ども・子育て支援法に基づく基本指針より引用）

- ・地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める。
- ・小学校区単位、中学校区単位、行政区単位、地域の実状に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を定める。
- ・地域型保育事業の認可の際に行なわれる需給調整の判断基準となることを踏まえる。
- ・教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となるが、実状に応じて、区分または事業ごとに設定することができる。

2 小金井市における教育・保育提供区域の設定

(1) 教育・保育提供区域

小金井市は、4km四方と入り組みが少ないコンパクトな地形であることが特徴です。利用者の通勤等の実態を踏まえた動線を考慮しつつ、市内全体の広域的な観点で効率的な施設整備が図れ、一時的な需要の増減に対して柔軟な対応が可能であることから、市内全域を1区域とします。

なお、今後も施設整備にあたっては、既存施設との調和を図りつつ、利用者の利便性を考慮しながら検討していきます。

事業区分	提供区域
1号認定（満3歳以上の小学校就学前児童）	市内1区域
2号認定（満3歳以上の小学校就学前児童）	
3号認定（満3歳未満の小学校就学前児童）	

(2) 地域子ども・子育て支援事業ごとの区域設定

地域子ども・子育て支援事業それぞれの現状の提供体制及び利用状況のほか、(1)に記載のとおりコンパクトな地形であること、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となることを踏まえ、市内全域を1区域とします。事業実施にあたっては、現状の提供体制との調和を図りつつ、地域の状況や利用者の利便性を考慮しながら実施していきます。

12事業	提供区域
利用者支援事業	市内1区域
延長保育事業（時間外保育）	
放課後児童健全育成事業（学童保育）	
子育て短期支援事業（ショートステイ）	
乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	
養育支援訪問事業	
地域子育て支援拠点事業	
一時預かり事業	
病児保育事業	
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）	
妊婦健診事業	
実費徴収に係る補足給付を行う事業	

第2節 教育・保育施設の充実

1 量の見込み

本計画の作成時期における教育・保育の利用状況、子ども・子育て支援に関するニーズ調査により把握した利用希望を踏まえて、認定区分ごとに量の見込み（必要利用定員総数）を定めています。

(1) 認定区分

1～3号認定（子ども・子育て支援法第19条等）

保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づいて保育の必要性を認定（子どもの認定区分）。その上で施設型給付、地域型保育給付を行う仕組みです。

区分	対象年齢	保育の必要性	利用施設
1号認定	満3歳以上	幼児期の学校教育（教育認定）	主に幼稚園、認定こども園に該当
2号認定	満3歳以上	保育の必要性あり（保育認定）	主に保育所、認定こども園に該当
3号認定	満3歳未満	保育の必要性あり（保育認定）	保育所、認定こども園、地域型保育に該当

(2) 教育・保育施設の分類について



(3) 計画期間の年齢別児童数の推計

令和3年5月に小金井市人口ビジョンを策定したことから、令和4年度から令和6年度までの人口推計につきましては、その推計に準じています。

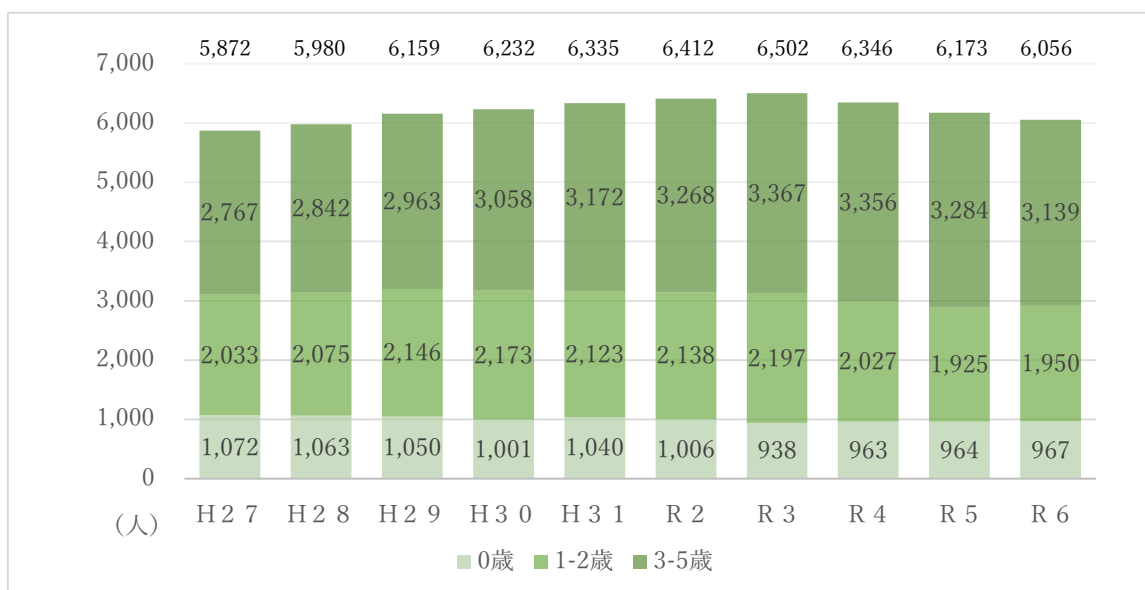
(単位：人)

	実績					推計					伸び率 (R3とR6 の比較)
	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	
0歳	1,072	1,063	1,050	1,001	1,040	1,006	938	963	964	967	3.1%
1歳	1,028	1,055	1,102	1,078	1,041	1,076	1,076	950	974	975	-9.4%
2歳	1,005	1,020	1,044	1,095	1,082	1,062	1,121	1,077	951	975	-13.0%
3歳	933	989	1,030	1,033	1,121	1,093	1,091	1,116	1,073	947	-13.2%
4歳	928	917	993	1,025	1,026	1,138	1,132	1,083	1,107	1,065	-5.9%
5歳	906	936	940	1,000	1,025	1,037	1,144	1,157	1,104	1,127	-1.5%
6歳	891	933	951	963	1,021	1,040	1,085	1,153	1,165	1,112	2.5%
7歳	877	901	958	959	971	1,041	1,058	1,101	1,169	1,180	11.5%
8歳	842	878	918	956	970	987	1,038	1,056	1,099	1,168	12.5%
9歳	846	842	897	935	961	983	1,004	1,054	1,073	1,116	11.2%
10歳	865	845	848	910	954	976	999	1,012	1,061	1,080	8.1%
11歳	934	880	857	845	922	968	994	1,012	1,023	1,073	7.9%

	実績					推計					伸び率 (H31と R6の比較)
	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	
0歳	1,072	1,063	1,050	1,001	1,040	1,006	938	963	964	967	3.1%
1-2歳	2,033	2,075	2,146	2,173	2,123	2,138	2,197	2,027	1,925	1,950	-11.2%
3-5歳	2,767	2,842	2,963	3,058	3,172	3,268	3,367	3,356	3,284	3,139	-6.8%
小計	5,872	5,980	6,159	6,232	6,335	6,412	6,502	6,346	6,173	6,056	-6.9%
6-8歳	2,610	2,712	2,827	2,878	2,962	3,068	3,181	3,310	3,433	3,460	8.8%
9-11歳	2,645	2,567	2,602	2,690	2,837	2,927	2,997	3,078	3,157	3,269	9.1%
合計	11,127	11,259	11,588	11,800	12,134	12,407	12,680	12,734	12,763	12,785	0.8%

※ R4～R6については、各年齢の人数算出に際し、少数点以下の端数はすべて切上げとした。

■ 0～5歳の実績・推計



2 提供体制の確保と実施時期

教育・保育の利用状況及び子ども・子育て支援に関するニーズ調査により把握する利用希望を踏まえ、教育・保育提供区域ごとに均衡の取れた教育・保育の提供が行えるよう、小学校就学前児童数の推移、教育・保育施設の配置状況及び地域の実情等を考慮し、認定区分ごとに量の見込み（必要利用定員総数）と確保の内容及び実施時期を設定します。

(1) 1号認定（満3歳以上、幼稚園を利用希望）

■量の見込みと確保の内容

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1 必要利用定員総数	1,601人	1,577人	1,636人	1,602人	1,530人
幼児期の学校教育の利用希望が強い	163人	161人	167人	164人	156人
上記以外	1,438人	1,416人	1,469人	1,438人	1,374人
2 確保の内容	1,601人	1,577人	1,636人	1,602人	1,530人
特定教育・保育施設	144人	144人	144人	144人	183人
確認を受けない幼稚園	1,020人	1,020人	1,020人	1,020人	1,020人
市外の幼稚園	437人	413人	472人	438人	327人
過不足（2-1）	0人	0人	0人	0人	0人

※必要利用定員総数＝幼児期の学校教育・保育の量の見込み

※確認を受けない幼稚園＝自治体が施設型給付の対象となることを確認する「認定こども園・幼稚園・保育所」に該当しない幼稚園のこと。

■確保策推進等についての考え方

小金井市における私立幼稚園、国立大学附属幼稚園、認定こども園（幼稚園分）の定員数の合計は1,164人となっています。幼稚園は、居住する市区町村以外に所在する園への通園が可能であり、子ども・子育て支援に関するニーズ調査にもあるように、市内の未就学児童の多くが市外の幼稚園に通園しています。

今後は、認定こども園の新設や、既存の幼稚園・保育施設が認定こども園へ移行を希望する場合の受入れ体制づくりを進め、円滑な認定こども園への移行により幼稚園の利用ニーズに対応します。また、現状よりも多くの児童が地域の施設に通園できる体制を整えるとともに、既存の幼稚園に対する認定こども園制度に関する情報提供・周知に努めます。

さらに、幼稚園利用ニーズに対する更なる対応や、幼児教育・保育の無償化に伴い、今まで以上に幼稚園と市との連携を進めていく必要もあります。私立幼稚園協会等との情報提供・交換による相互理解、幼稚園各園の共通した課題等に対する支援を行うことにより、教育・保育の総合的な質の維持、向上を図っていきます。

(2) 2号認定（満3歳以上、保育所を利用希望）

■量の見込みと確保の内容

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1 必要利用定員総数	1,546人	1,521人	1,718人	1,763人	1,764人
2 確保の内容	1,802人	2,027人	2,215人	2,215人	2,260人
特定教育・保育施設	1,679人	1,904人	2,162人	2,162人	2,207人
地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
認可外保育施設	123人	123人	53人	53人	53人
過不足（2-1）	256人	506人	497人	452人	496人

※必要利用定員総数＝幼児期の学校教育・保育の量の見込み

(3) 3号認定（満3歳未満、保育所を利用希望）

① 3号認定（0歳）

■量の見込みと確保の内容

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1 必要利用定員総数	374人	374人	311人	324人	339人
2 確保の内容	355人	385人	374人	374人	380人
特定教育・保育施設	278人	308人	326人	326人	332人
地域型保育事業	32人	32人	29人	29人	29人
認可外保育施設	45人	45人	19人	19人	19人
過不足（2-1）	△19人	11人	63人	50人	41人
保育利用率	32.0%	34.8%	38.8%	38.8%	39.4%

※必要利用定員総数＝幼児期の学校教育・保育の量の見込み

※保育利用率＝子どもの数に占める利用定員（「確保の内容」）数の割合

② 3号認定（1・2歳）

■量の見込みと確保の内容

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1 必要利用定員総数	1,312人	1,356人	1,238人	1,230人	1,300人
2 確保の内容	1,236人	1,371人	1,369人	1,369人	1,399人
特定教育・保育施設	931人	1,066人	1,207人	1,207人	1,237人
地域型保育事業	95人	95人	99人	99人	99人
認可外保育施設	210人	210人	63人	63人	63人
過不足（2-1）	△76人	15人	131人	139人	99人
保育利用率	57.5%	61.7%	67.5%	71.1%	71.7%

※必要利用定員総数＝幼児期の学校教育・保育の量の見込み

※保育利用率＝子どもの数に占める利用定員（「確保の内容」）数の割合

■確保策推進等についての考え方

待機児童数は、平成30年4月に88人にまで減少しましたが、翌、平成31年4月の待機児童数は111人と再び上昇しました。

その後、新規開設や認可保育所の定員拡充等により定員数の確保を行い、令和3年4月時点で41人まで減少しており、令和4年度にはすべての年齢において必要利用定員総数を確保の内容が上回る状況となる見込みです。そのため、令和6年度については、市内幼稚園二歳（1号認定）に対応するための認定こども園の新設に連動する定員増分のみを見込むこととします。

令和7年度以降の保育定員の確保については、今後の利用率等の状況を見て、改めて検討を行います。

3 教育・保育の一体的提供の推進（認定こども園について）

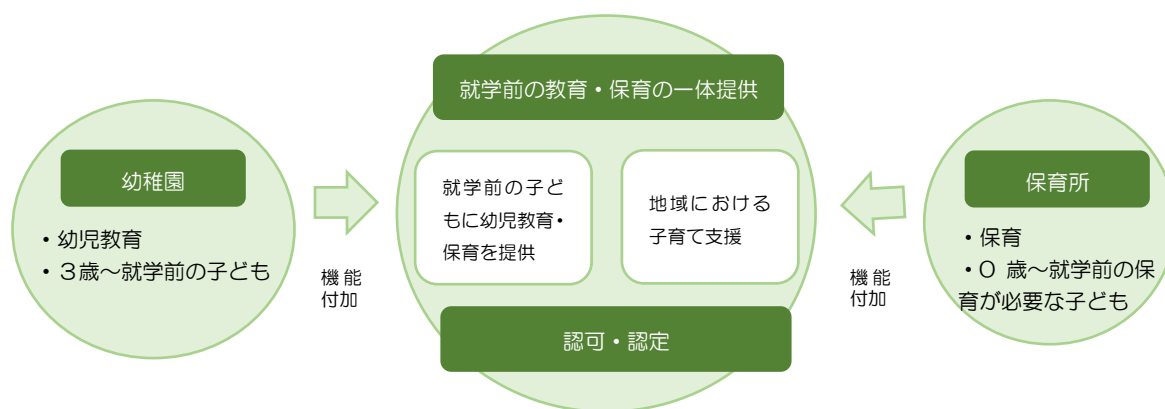
教育・保育の一体的な提供の推進においては、単に幼稚園・保育所の施設的な統廃合や保護者の就労支援の観点のみならず、教育・保育的な観点、子どもの育ちの観点を大切に考え、子どもが健やかに育成されるよう教育・保育機能の充実（ソフト的整備）と施設整備（ハード的整備）を一体的にとらえた環境の整備が重要です。

子どもたちに質の高い教育・保育の提供を行うとともに、保護者や地域の子育て力の向上に向けた支援を実施するため、幼稚園・保育所等が認定こども園へ移行する際や、新設される際の受入体制づくりを推進します。

■認定こども園について

教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設です。以下の機能を備え、認定基準を満たす施設は、都道府県等から認定を受けることができます。

①	就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能	保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育・保育を一体的に実施
②	地域における子育て支援を行う機能	すべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談活動や親子の集いの場の提供などを実施



【認定こども園の施設類型】

幼保連携型	認可幼稚園と認可保育所とが連携して、一体的な運営を行うことにより、認定こども園としての機能を果たすタイプ
幼稚園型	認可幼稚園が、保育に欠ける子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ
保育所型	認可保育所が、保育に欠ける子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ
地方裁量型	幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ

4 教育・保育の質の向上

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものであり、子どもの最善の利益を第一に考えながら、質の高い教育・保育を提供しなければなりません。また、より一層、質の向上を図るためには、各専門性や経験が極めて重要であり、研修等によりその専門性の向上を図ることが必要であると同時に、幼稚園教諭、保育士の処遇改善やそれを支える各施設、事業者同士の情報共有や連携が重要です。

市では、令和3年3月に「小金井市すこやか保育ビジョン」を策定し、小金井市の保育の目指すもの・大切にしたいことを定めると共に「保育の質のガイドライン」の活用をはじめとする今後の取り組むべき保育施策の方向性を示しました。

(1) 保育の質の維持・向上

すべての子どもが健やかに成長できるよう、「小金井市すこやか保育ビジョン」に基づき、保育士の資質の向上に向けた研修の実施・充実のほか、「保育の質のガイドライン」の活用や第三者評価受審の促進などを行うことで、発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援を提供し、その質の確保・向上のための取組を進めます。

(2) 保育士の確保及び処遇の改善

保育の質の維持・向上や待機児童の解消のためには、保育士の確保が優先課題ですが、保育士の有効求人倍率は、東京都においては特段に高く、保育所における保育士確保が非常に厳しい環境となっています。

市として、国や東京都が実施する保育士等処遇改善施策を最大限、活用を図るほか、東京都社会福祉協議会が行っている様々な保育士支援制度の周知・情報提供を進めます。また市においても、いっそうの保育士確保策を検討していきます。

(3) 幼保小連携

子どもの成長は、家庭から幼稚園・認定こども園・保育所、小学校へと続いていきます。

子どもの学びや発達が円滑に接続していくよう、幼稚園・認定こども園・保育所と小学校の連携が必要です。市では子どもの健やかな成長のために、他の地域の保育所、幼稚園、認定こども園に通う児童についても配慮しつつ、幼保小連携を推進していきます。

第3節 地域子ども・子育て支援事業の充実

1 地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策

保護者の就労の有無等にかかわらず全ての子どもと子育て家庭を対象に、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援の充実を図るため、子ども・子育て支援法では13の事業を地域子ども・子育て支援事業と定め、計画的な提供体制を確保することとされました。子ども・子育て支援法の基本指針等に沿って、地域子ども・子育て支援事業の利用状況及び子ども・子育て支援に関するニーズ調査により把握する利用希望を踏まえ、「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定めます。また、設定した「量の見込み」に対応するよう、事業ごとに地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及び実施時期を設定します。計画期間における量の見込み、確保の内容は以下のとおりです。

(1) 利用者支援事業

【基本型】(※)

子どもや保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【対象児童】 未就学児童

【特定型】

子どもや保護者が、幼稚園・保育所での教育・保育や、一時預かり等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、個々のニーズを把握し情報提供や相談を含めた支援を行う事業です。

【対象児童】 未就学児童

【母子保健型】

妊婦の健康の保持・増進のほか、出産・子育てに対する不安の軽減を図ることで、安心して出産を迎えられるように、全ての妊婦に対し面接を行い、必要に応じて情報提供や相談を含めた支援を行う事業です。

【対象者】 妊産婦等

確保の内容

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
【基本型】 実施か所数(か所)					1
【特定型】 実施か所数(か所)	1	1	1	1	1
【母子保健型】 実施か所数(か所)	1	1	1	1	1

(※) 第3節における事業内容等の説明については法令等の規定を基本に記載

■確保策推進等についての考え方

【基本型】

現在、利用者支援事業に含まれる地域連携機能については、子ども家庭支援センターにおいて子どもと家庭に関するあらゆる相談に応じるとともに、子育てに関する情報提供や関係機関との連携、調整を行っていますが、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の充実を図るため、(仮称)新福社会館移設に合わせ子ども家庭支援センターに利用者支援専門員を配置し、子育てに関する情報提供や相談に応じます。また、関係機関との連携やひろばの拠点として地域の子育て支援機関と連携し、妊娠期から切れ目なく支援します。

【特定型】

多様化する保育ニーズに対応し、様々な保育サービス、子育て支援等に関する情報提供や相談等を行うため、保育所申請窓口保育所等入所相談支援員を配置し、平成26年度から実施をしています。利用者支援事業については、今後も引き続き、保育所等入所相談支援員により、主に教育・保育サービスに関する利用者支援の窓口として実施していきます。また、相談の中で把握された育児、発達等の支援を必要とする家庭に対しては、各機関へのガイド役として相談に応じていきます。

【母子保健型】

妊娠届提出時に配布している母子バック等で面接を周知し、予約制にて保健センター等で面接を実施します。

また、来所して面接することが困難な妊婦には、電話や訪問による相談支援を行います。

妊娠期から、保健師等の専門職が関わることにより、妊婦の健康の保持・増進や育児に関する不安の軽減を図るとともに、母子保健サービスの選定や各種情報提供を行います。また、必要に応じて支援プランを作成し、関係機関と協力して定期的な支援を行うことで、全ての妊婦を妊娠期から支援することで、安心して出産・子育て期を過ごすことができるよう支援します。

(2) 延長保育事業（時間外保育）

保育所在園児を対象に、保護者の就労等の事情により、通常保育時間を超えて保育を実施する事業です。

[対象児童] 未就学児童

量の見込みと確保の内容

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人）	1,031	1,168	1,321	1,321	1,321
確保の内容（人）	1,031	1,168	1,321	1,321	1,321

■確保策推進等についての考え方

認可保育所全園で延長保育を実施しており、保育所在園児の18時以降の保育ニーズに対応しています。延長時間は、公立保育所は19時まで、私立保育所は各園により19時から20時の間で時間が異なります。既設の保育施設において継続的な実施体制の維持を図るとともに、保護者の就労状況等を踏まえながら、19時以降の延長についても検討していきます。

(3) 放課後児童健全育成事業（学童保育）及び放課後子ども教室事業

共働き家庭等の「小1の壁」への対応とともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童健全育成事業と放課後子ども教室事業を推進します。

① 放課後児童健全育成事業（学童保育）

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校就学児童に対し、授業の終了後等に適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全育成を図る事業です。

当該事業は児童福祉法では小学校に就学している児童を対象として定められていますが、本市は、小金井市学童保育所条例において、小学校1年生から3年生（障がいのある児童は小学校4年生）までを対象とする経過措置を設けており、当該計画期間においては対象児童の学年を据え置いた対応を行います。

[対象児童] 就学児童のうち、小学校1年生～3年生（障がいのある児童は小学校4年生まで）

② 放課後子ども教室事業

放課後の学校施設を利用して、子どもたちが安全に遊べる場所を提供し、多彩なプログラムを実施しています。小学校全学年を対象とし、保護者の就労に関わらず利用できる事業です。

[対象児童] 就学児童

量の見込みと確保の内容

《放課後児童健全育成事業（学童保育）》

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人）		1,410	1,505	1,650	1,776	1,866
	1年生	469	439	563	596	596
	2年生	398	425	437	486	514
	3年生	331	428	431	470	524
	4年生	73	70	75	76	79
	5年生	69	73	72	75	77
	6年生	70	70	72	73	76
	【低学年】 量の見込み計	1,198	1,292	1,431	1,552	1,634
【高学年】 量の見込み計	212	213	219	224	232	
平均利用人数	低学年	1,018	1,098	1,173	1,273	1,340
予測（人）※	高学年	180	181	180	184	190
確保の内容 （人）	低学年	960	1,040	1,120	1,240	1,320
	高学年	0	0	0	0	0

※ 令和4年度以降の平均利用人数予測（人）は量の見込み（人）に平成28年度から令和元年度までの過去4年の利用希望日数より算出した毎日利用する児童の割合82%を乗じた人数（令和2年度、3年度は85%を乗じた人数）

《放課後子ども教室》

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保の内容	開催回数 (回)	1,200	1,300	1,400	1,500	1,500

■確保策推進等についての考え方

① 放課後児童健全育成事業

小金井市では、学童保育所を小学校区ごとに設置しています。

現在、多くの学童保育所が定員の超過状態にあり、大規模化への対応が課題となっています。小学校1年生から3年生（障がいのある児童は小学校4年生）までの低学年児童のみを受け入れている現状においても、既に定員超過状態にある一方、計画期間中において低学年の量の見込みは約4割増加する見込みです。

そこで、定員確保については、低学年児童の受け入れを最優先して行うこととし、高学年児童の受け入れについては今後の課題とします。なお、高学年児童の放課後の居場所については、放課後子ども教室事業や児童館事業等を活用する他、子どもの放課後の過ごし方の課題として検討していきます。

今後の学童保育所の運営・整備に当たっては、児童の安全性、保育の質の確保等を踏まえ、学校施設内の施設併用利用や民間施設の活用及び民設民営を推進するなど緊急対応の必要なところから優先的に保育環境の整備を進めます。

また、運営にあたっては、サービスの向上を目的とした開所時間のさらなる延長並びに障がいのある児童の受入学年の拡大等、放課後児童健全育成事業に求められる役割の向上等についても、市民ニーズ等を踏まえ、検討します。

② 放課後子ども教室事業

放課後子どもプラン運営委員会、小学校ごとに教育委員会が委嘱するコーディネーター、放課後子どもプラン協議会及び学習アドバイザー等の地域住民の方々の協力等も得ながら、子どもたちの安全・安心な居場所を確保するため、学校開校日における月曜日から金曜日までの放課後子ども教室全日開催を目指し、開催回数の充実を図ります。また、特別な配慮を要する児童への対応には、スタッフを増やすなどの必要な措置を行います。

③ 新・放課後子ども総合プランに基づく両事業の連携について

小金井市では、令和元年度までに全小学校区（一体型を6校、連携型を3校）で放課後子どもプラン協議会を設置しています。

協議会では、共通プログラムと学校施設の活用に関すること、及び放課後の子どもの居場所に関する情報共有について協議し、放課後子ども教室共通プログラムの企画段階から、学童保育所の指導員と放課後子ども教室のコーディネーターが連携して内容等を検討します。合わせて、連携型で共通プログラムを実施する場合は、プログラム終了後に安全に児童が移動できるよう、両事業担当者の連絡、情報交換を密にします。

また、放課後子どもプランの担当者が個別に各小学校を訪問し、学校関係者と話し合う機会を持ち、特別教室、体育館、校庭、図書室等学校施設の一時利用を促進します。

教育委員会と子ども家庭部の連携のため、総合教育会議を活用し、総合的な放課後対策に

ついて協議をします。

(注)

小1の壁：仕事をしている親にとって、子どもが小学校入学後に、安全・安心な放課後等の居場所を確保することが困難となり、仕事をやめたり、働き方を変えざるを得なくなるなどの問題

一体型：放課後子ども教室と学童保育所が同一の小学校内等の活動場所において実施され、放課後子ども教室が実施する共通プログラムに学童保育所に通う児童が参加できるもの

連携型：放課後子ども教室と学童保育所の少なくとも一方が小学校内等以外の場所にあつて、放課後子ども教室が実施する共通のプログラムに学童保育所に通う児童が参加できるもの

共通プログラム：放課後子ども教室関係者と学童保育所関係者が、内容や日程等共通認識を持ち、学童保育所に通う児童も放課後子ども教室に参加できるプログラム

総合教育会議：市長と教育委員会が市の教育行政の大綱や、教育の重点とする施策、児童・生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置等について協議・調整を行う会議

ちょこっとコラム



子どもと住環境

子ども・子育て会議委員 萬羽 郁子
(東京学芸大学准教授)

2015年9月の国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」では、持続可能な開発目標(SDGs)として、具体的な17の目標と169のターゲットが設定されました。この中で、目標の11番目として「持続可能な都市；包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する」が掲げられ、安全で使いやすい公共交通機関の整備、地域・まちづくりへの参画、文化遺産および自然遺産の保護・保全、災害に強いまちづくり、廃棄物の管理や大気汚染対策、などのターゲットが示されました。

全ての人が安全で住みやすいまちづくりの実現に向けて、私たち大人は子どもが安全に安心して過ごすことができる地域づくりをしていかななくてはなりません。日本は乳児死亡率の低さは世界トップクラスである一方で、先進国と比べて幼児の死亡率が高く、不慮の事故も未だに多いのが現状です。近年、子どもの事故については、避けることができないという意味が含まれるアクシデント(incident)から、予防可能な傷害(injury)という言葉の使用が広まってきました。保護者、幼稚園・保育所・認定こども園など、生産者・設計者、行政、地域で見守る人びとが協力しながら、事故を予防し、子どもの安全を守っていかなければなりません。

また、持続可能なまちづくりの実現には、未来を生きる子どもたちの地域社会への参画は欠かせません。環境教育などの分野ではよく知られている理論に、ロジャー・ハートの参画の梯子があります。子どもの参画のレベルを8段階の梯子になぞらえて説明したもので、1段目から3段目まではあやつり、お飾り、形だけの状態で、大人が準備をした会議に代表の子どもが集まり、会議後も特に成果が扱われないなどは、本質的な参画ではない部類とされています。4段目以降は本質的に参画している状態であり、情報を与えられて役割を命じられる、情報を与えられて意見を求められる、大人が仕掛けて子どもと一緒に決定する、子どもが主導して方向づける、さらには子どもが主体的に取り掛かり大人と一緒に決定する、というステップで梯子を上っていきます。いきなり梯子の上の段を目指しても、子どもたちも判断に困ったり、大人も子どもに任せることには不安があると思います。子どもが徐々に梯子のステップを上り参画していけるように、私たち大人は子どもたちがまちや環境に意識を向けるような仕掛けづくりや、子どもたちの手でまちや環境を変えることができるという実感を持てるような仕組みや関係づくりを進めていければと思います。例えば、冒険遊び場(プレーパーク)では子どもの“好奇心や冒険心”を生かしながら自由に発想し遊ぶことで自主性や社会性が育まれて、自然体験を通じた環境教育の場にもなるでしょう。子どもと一緒にまち歩きをして、バリアフリーマップや地域安全マップ、防災マップなどを作成するなどの活動を通して、“子ども目線”をまちづくりに生かしていくこともできるでしょう。大人も子どもも地域の一員であることを自覚し、共に住み続けられるまちづくりを目指していきたいですね。

参考文献

- ・外務省：JAPAN SDGs Action Platform, <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/index.html>
- ・日本小児科学会：子どもの事故と対策, https://www.jpeds.or.jp/modules/general/index.php?content_id=23
- ・ロジャー・ハート 原著、木下勇・田中治彦・南博文 監修：子どもの参画-コミュニティづくりと身近な環境ケアの参画のための理論と実際、萌文社、2000

(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等において、必要な保護を行う事業です。

[対象児童] 未就学児童・就学児童

[単位] 延べ利用者数（年間）人／年

量の見込みと確保の内容

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人/年）	626	628	627	629	636
確保の内容（人/年）	730	730	730	730	730

■確保策推進等についての考え方

2歳から中学校就学前までの児童を対象に、定員2名で事業を実施しています。現在の事業実施体制でも量の見込みを受入れることは可能となっているため、事業を継続して実施していきます。

子ども・子育て支援に関するニーズ調査において、0歳、1歳児の利用ニーズが認められます。受入れ施設の体制等も含めて、今後研究していきます。

(5) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育てに関する情報提供、乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業です。

[対象年齢] 0歳

量の見込みと確保の内容

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人）	1,323	1,321	1,321	1,316	1,328
確保の内容（人）	1,328	1,328	1,328	1,328	1,328
	実施体制：市保健師及び委託で実施 実施機関：健康課（保健センター） 委託団体等：母子保健推進員（保健師、助産師有資格者等）				

■確保策推進等についての考え方

出生後提出される「赤ちゃん連絡票（出生通知）」に基づき訪問を行っています。様々な事情により連絡票が未提出となっている家庭に対しても、電話や直接訪問、不在連絡票の投函等の対応を行い、訪問の勧奨を行う等、全ての家庭へ訪問する体制を整えています。現在の事業実施体制でも量の見込みを受入れることは可能となっているため、事業を継続して実施していきます。

(6) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。正式名称は「養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業」。
[対象者] 要支援児童、特定妊婦、要保護児童

量の見込みと確保の内容

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人)	17	17	17	17	17
確保の内容(人)	17	17	17	17	17
実施体制：子ども家庭支援センター及び委託で実施 実施機関：子育て支援課（子ども家庭支援センター） 委託団体等：ヘルパー派遣事業所（5事業所）					

■確保策推進等についての考え方

乳児家庭全戸訪問事業、関係機関からの通告や個々のケースワークを通して把握される養育支援が特に必要な家庭に対して、子ども家庭支援センターがその必要性等を判断し派遣しています。現在、必要性が認められた家庭に対しては全件派遣を実施しています。現在の事業実施体制でも量の見込みを受入れることは可能となっているため、事業を継続して実施していきます。

様々な問題を抱えた家庭に対する事業であるため、相談支援、育児家事援助の質が保たれるよう、訪問支援者に対する研修（年1回）の実施、育児家事援助を行うヘルパー派遣事業所との定期的な連絡会（年2回）の開催を継続して実施し、連携を図っていきます。

(注)

要支援児童：乳児家庭全戸訪問事業の実施その他により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童

特定妊婦：出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦

要保護児童：保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童
(児童福祉法第6条の3の規定より)

(7) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う居場所を開設し、子育てについての相談、情報提供等を行う事業です。

[対象年齢] 未就学児童及びその保護者

[単位] 延べ利用者数（月間）人／月

量の見込みと確保の内容

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人/月）		5,995	6,124	6,157	6,146	6,157
確保の内容	確保の内容（人/月）	3,950	3,950	3,950	3,950	3,950
	確保の内容（か所）	5	5	5	5	5
	児童館の子育てひろば事業（人/月）	1,892	1,892	1,892	1,892	1,892
	児童館の子育てひろば事業（か所）	4	4	4	4	4
	子ども家庭支援センターの親子遊びひろば事業（人/月）	2,058	2,058	2,058	2,058	2,058
	子ども家庭支援センターの親子遊びひろば事業（か所）	1	1	1	1	1

■確保策推進等についての考え方

現在、国の法定事業として、児童館4館での子育てひろばと、子ども家庭支援センターでの親子遊びひろばにより事業を実施しています。しかしながら、量の見込みは現在の提供体制を上回っています。

また、法定事業以外の独自の取組として、学童保育所で市の独自事業として実施しているひろば事業や、市内の各認可保育園においても子育て中の親子の交流や育児相談等を実施しています。

今後は、これらの地域子育て支援拠点となる事業を引き続き展開するとともに、市内各所に地域の子育て支援の拠点となるひろばを整備することにより、保護者が子どもを連れて容易に利用できるよう、利便性の向上も図っていきます。

(8) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった児童について、保育所等において児童を一時的に預かる事業です。

[対象児童] ①幼稚園在園児 ②在園児以外は未就学児童

[単位] 延べ利用者数(年間)人日/年

①幼稚園等における一時預かり

量の見込みと確保の内容

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み合計(人日/年)	48,974	47,213	49,054	48,001	45,881
幼稚園の在園児を対象とした一時預かり(1号認定見込み)	9,325	9,177	9,534	9,329	8,917
幼稚園の在園児を対象とした一時預かり(2号認定見込み)	39,649	38,036	39,520	38,672	36,964
確保の内容(人日/年)	17,869	17,869	17,869	17,869	17,869

■確保策推進等についての考え方

市内幼稚園等6園で預かり保育が実施されています。共働き世帯の増加により2号認定(保育の必要性あり)が見込まれる児童の幼稚園(幼児期の学校教育)希望が一定程度見込まれ、一時預かり事業の量の見込みが実績を上回っています。市内幼稚園の教育方針や運営体制を尊重しながら、連携を取り確保していきます。また、市外の幼稚園利用児童についても、各園での預かり保育の実施状況に基づき利用ニーズに対応していきます。

②保育園等における一時預かり

量の見込みと確保の内容

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人日/年）	34,408	34,503	33,380	32,470	31,855
確保の内容（人日/年）	33,170	33,179	33,177	34,085	34,121
保育園の一時預かり （在園児対象型以外）	30,025	30,025	30,025	30,025	30,025
子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター）	3,145	3,154	3,152	3,160	3,196
子育て短期支援事業 （トワイライトステイ）	0	0	0	0	900

■確保策推進等についての考え方

現在、認可保育所14園、定期利用保育事業を実施する保育室、ファミリー・サポート・センターにおいて一時預かりのニーズに対応しています。特に民間の認可保育所においては、新規開設や既存施設の改修にあわせて、待機児童対策の一環として東京都が実施する独自の一時預かり事業（余裕活用型など）も実施しています。

一方では、一時保育を利用したいが混雑していて予約が取れない、一時預かりの予約が取りづらいとの声が寄せられています。様々な理由によるニーズに対応できるよう、定期利用型に加え、私的、緊急一時預かりなども実施していますが、限られた提供体制の中、さらなる充実が求められています。

今後も利用状況などを踏まえつつ、現状の提供体制の拡充等を検討します。

ファミリー・サポート・センター事業は多様なニーズへの対応が必要であり、多くの協力会員を確保していく必要があります。今後も引き続き研修等を通して質の高い協力会員の確保を進めるとともに、依頼会員に対する協力会員登録の働きかけ等を通して、「相互援助組織」としての更なる活性化を図っていきます。

トワイライトステイ事業は、事業を実施するに至っていません。衛生・安全面に配慮しつつ受入施設を幅広く捉え、保護者のニーズ等を見極め規模・内容を含め実施に向け、引き続き検討します。

(9) 病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）

児童が病気の回復期に至らない場合で当面の症状の急変が認められない場合、又は、病気の回復期で集団保育が困難な場合で、保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な場合、病院・保育所等に付設された専用スペース等で、一時的に保育する事業です。

[対象児童] 未就学児童

量の見込みと確保の内容

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人日/年）	3,681	3,692	3,573	3,475	3,410
確保の内容（人日/年）	2,496	3,476	3,476	3,476	3,476
病児保育事業	2,496	3,476	3,476	3,476	3,476
子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センターなど）	0	0	0	0	0

■確保策推進等についての考え方

令和2年10月に市内2つ目となる病児・病後児保育室を開設しました。現在、病児・病後児保育室2施設、病後児保育室及び認可保育所における体調不良児対応型を各1施設、保育所等に入所している児童を対象に実施しています。病後保育事業は、子ども・子育て支援に関するニーズ調査では多くの利用希望が把握されています。

「対象者の拡大」「ファミリー・サポート・センター事業における病児・緊急対応強化事業」については、必要性や体制の整備について研究をしていきます。

(10) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター、就学後含む。）

児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

[対象児童] 就学児童

量の見込みと確保の内容

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人日/年）	1,687	1,699	1,761	1,792	1,875
【低学年】量の見込み	1,185	1,193	1,237	1,259	1,317
【高学年】量の見込み	502	506	524	533	558
確保の内容（人日/年）	1,687	1,699	1,761	1,792	1,875

■確保策推進等についての考え方

会員数、活動件数ともに増加傾向にあります。多様なニーズへの対応が必要であり、多くの協力会員を確保していく必要があります。今後も引き続き研修等を通して質の高い協力会員の確保を進めるとともに、依頼会員への協力会員登録への働きかけ等を行います。また、毎月開催している登録説明会も保護者の出席しやすい体制を検討し、「相互援助組織」としての更なる活性化を図っていきます。

(11) 妊婦健診事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

量の見込みと確保の内容

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人）	1,180	1,178	1,178	1,174	1,184
確保の内容（人）	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184
	実施場所：都内契約医療機関 （助産院、都外医療機関で受診の場合は現金給付） 検査項目：計14回、現在の検査項目を引き続き実施 妊婦超音波検査 妊婦子宮頸がん検診				

■確保策推進等についての考え方

現在、全ての妊婦を対象に妊婦健診を実施しています。現在の事業実施体制でも量の見込みを受入れることは可能となっているため、事業を継続して実施していきます。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

(世帯の所得の状況等を勘案して物品購入に要する費用等の全部又は一部を助成する事業)

各施設において実費徴収を行うことができることとされている、①食事の提供に関する費用及び②日用品、文房具等の購入に要する費用等について、低所得世帯等を対象に費用の一部を補助する事業です。

- ① 新制度未移行幼稚園を利用する低所得世帯及び第3子以降の利用世帯を対象に、食事の提供に関する費用のうち副食費について費用を助成する。
- ② 特定教育・保育施設を利用する生活保護世帯を対象に、日用品、文房具等の購入に要する費用を助成する。

[対象児童] 未就学児童

量の見込みと確保の内容

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保の内容	実施	実施	実施	実施	実施

■確保策推進等についての考え方

国の検討状況、都や他自治体の動向を踏まえて、対象者に対して助成します。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

■確保策推進等についての考え方

市内には私立の幼稚園、認可・認可外保育施設が数多く存在し、各事業者の特色に基づいた教育・保育が提供されています。教育・保育施設の充実は喫緊の課題となっています。子ども・子育て支援新制度において地域型保育事業が新たに創設される等、多様なニーズに基づいた施設の設置が可能となりました。現状に引続き新規の施設設置に対するバックアップを行うとともに、国や都の状況を踏まえて実施を含めて内容を検討します。

第4章

子ども・子育て支援施策の取組

第1節 施策の体系

第4章「子ども・子育て支援施策の取組」に掲載する施策の方向性を、3つの基本的な視点と6つの目標に沿って体系的にまとめます。

基本的視点	基本目標		施策の方向性
1 子どもの育ちを 支えます	目標1	子どもの安心・安全を守ります	1-1.子どもの権利を守るための相談及び救済窓口を充実します 1-2.いじめ・虐待等の防止と早期発見を図ります 1-3.犯罪等から子どもを守る環境をつくります 1-4.普及啓発を推進し、子どもの権利がいかされる社会環境づくりを進めます
	目標2	子どものゆたかな体験と仲間づくりを支えます	2-1.子どもの意思を尊重し、社会参加できる機会を提供します 2-2.子どもの体験活動を応援します 2-3.子どもの居場所と交流の場を充実します
2 子育て家庭を 支えます	目標3	子どもを生み育てる家庭を支援します	3-1.経済的負担を軽減します 3-2.母子保健事業を充実します 3-3.子育てに関する相談・支援、情報提供、学習機会を充実させ、支援を強めます 3-4.子育てしやすい職場環境を目指して、情報提供と支援に取り組みます
	目標4	子育て、子育てに困難を抱える家庭を支援します	4-1.ひとり親家庭を支援します 4-2.特別な配慮が必要な子ども（障がい児等）と家庭を支援します 4-3.外国籍の子どもと家庭を支援します 4-4.家庭での子育て、子育てが困難な場合にきめ細やかな支援をします
3 次世代に つながる地域の 子育て、子育て 環境を整えます	目標5	地域の子育て環境を整えます	5-1.子どもが安心して学べる環境をつくります 5-2.子どもが地域の一員となるための学習と交流の場をつくります 5-3.子育て、子育てしやすい生活環境等を整備します 5-4.地域の緑と環境を守ります
	目標6	地域の子育て環境を整えます	6-1.地域の子育てネットワークを整備します 6-2.誰もが子育てと社会参加できる環境をつくり、ワーク・ライフ・バランスの実現を目指します 6-3.地域の公共施設の活用を進めます

※ 「口事業の取組内容・目標」（63ページ～）の見方

- 「事業名称（担当課）」に「＜重点事業＞」の記載のある事業を中心に、計画の点検・評価を行います。
- 「計画（年度）」は、「参考指標」の各年度における計画を記載しています（「検討」（実施に向けての検討を行う）、「試行」（実施に向けての試行を行う）、「実施」（実施する）、「継続」（継続して実施する）、「拡充」（拡充して実施する）、「維持」（数値を同程度に維持する）、「漸増」（数値を徐々に増やす）、「漸減」（数値を徐々に減らす）等）。

第2節 子どもの育ちを支えます（基本的視点1）

目標1 子どもの安心・安全を守ります

子どもの権利を保障して、育ちを支えるため、「第2次明日の小金井教育プラン」に基づき人権教育を実施している市内小中学校とも連携しながら、子どもの権利がいかされる社会環境づくりを進め、相談体制を充実し、子どもにやさしい地域づくりを子どもとともに進めます。

1-1. 子どもの権利を守るための相談及び救済窓口を充実します

子どもの権利で一番大切なことは、その命と心を守ることです。児童虐待やいじめ、犯罪は、命の危険やその後の心理的な後遺症など様々な権利侵害につながります。悩みやつらい気持ちを抱えながら周囲に相談できずにいる子どもの声を社会全体で受け止める必要があります。子どもの安心・安全を守るため、他機関とも相互連携した迅速で適切な救済を図れるよう、子どもの声に寄り添い、子どもが安心して相談できる相談・救済窓口を充実します。

□事業の取組内容・目標

	事業名称 (担当課)	事業の内容	参考指標	実績	計画（年度）					
				H30	R2	R3	R4	R5	R6	
1	子どもオンブズパーソン (児童青少年課) ＜重点事業＞	子どもの声を聞き「子どもにとっていちばんいいこと」を一緒に考えて考える場所を設置する。	子どもオンブズパーソン（仮称）の設置（設置後の実施状況も含む）	検討	検討	準備	実施	継続	➡	
2	虐待対応事業 (子育て支援課) ＜重点事業＞	子どもを虐待から守るため、児童相談所や民生・児童委員、警察署、その他関係機関とのネットワークを強化し、関係改善が必要な親子へのサポートなどを行う。	虐待相談件数（件）	615	維持	➡				
			ケース検討会開催回数（回）	73	漸増	➡				
3	スクールカウンセラーの配置 (指導室)	悩みなどを気軽に話し、心にゆとりを持てるような環境を提供するために、各小中学校にスクールカウンセラーを配置する。必要に応じ他機関と連携を図る。	相談回数(回)	11,228	維持	➡				
4	スクールソーシャルワーカーの派遣 (指導室)	いじめ、不登校や虐待が疑われる児童・生徒及び問題行動傾向のある児童・生徒等への指導充実を図るため、専門的な資格を持つスクールソーシャルワーカーを派遣し、家庭や関係機関との連絡調整を行う。	相談件数(件)	86	維持	➡				
			訪問回数(回)	737	維持	➡				
5	教育相談事業 (指導室)	専門相談員による教育相談を実施し、各校の教育相談担当教諭や他機関と連携しながら、子どもが抱える様々な問題に対応する。また、子ども自身が電話やインターネットで相談できる体制を作る。	相談件数(件)	1,390	維持	➡				
6	子ども（子育て総合）相談 (子育て支援課)	子どもの相談に応じ、必要に応じて関係機関と連携し、子育てのサポートなどを行う。	子ども家庭支援センターでの小学生以上の相談延べ件数（件）	1,507	漸増	➡				

	事業名称 (担当課)	事業の内容	参考指標	実績	計画(年度)					
				H30	R2	R3	R4	R5	R6	
7	思春期相談 (児童青少年課)	思春期の子どもからの相談に応じ、関係機関と連携を取りながら支援へつなげていく。	東児童館での思春期相談件数(件)	19	維持	➡				

1-2. いじめ・虐待等の防止と早期発見を図ります

いじめや虐待による子どもの権利侵害を防ぐためには、未然の防止と早期の対応が有効です。早期に対応することで、権利の侵害を最小限に食い止め、子どもを命の危険から守ることができます。そのためには、問題に遭遇した子どもを早期に発見することが重要ですが、核家族による子育て家庭の密室化やインターネット上でのいじめなど、問題が表面化しづらい実態も増えています。そのような中、児童虐待防止対策の強化を図るための法改正が行われ、権利擁護の観点から親権者等による体罰の禁止(令和2年4月1日施行)が規定されました。東京都も保護者の体罰等禁止を含む「東京都子供への虐待の防止等に関する条例」(平成31年4月1日施行)を制定しました。本市においても体罰などによらない子育ての普及啓発などによる未然防止と、早期発見により子どもの命と心を守ります。

□事業の取組内容・目標

	事業名称 (担当課)	事業の内容	参考指標	実績	計画(年度)					
				H30	R2	R3	R4	R5	R6	
1	虐待防止啓発事業 (子育て支援課) ＜重点事業＞	子どもが相談できる窓口を周知するとともに、体罰などによらない子育てなどの相談を行う。また、要保護児童対策地域協議会での虐待防止マニュアルの活用や構成機関への巡回訪問を行う。	児童虐待防止キャンペーンの実施	実施	拡充	➡				
			要保護児童対策地域協議会構成機関への巡回訪問回数(機関数)	45	拡充	➡				
2	いじめ等の対策システム (指導室)	いじめや虐待、非行など何か問題に遭遇した子どもを早期に発見し、保護者を支援しながらその原因を取り除き、楽しく学校に通えるようなシステムを作る。また、いじめ等が起らないような教育や環境づくりを行うために、地域ぐるみの支援ネットワークで支える。	学校、家庭、地域が連携したいじめの防止等の活動の実施	実施	継続	➡				
			いじめ等の状況についての実態調査の実施	実施	継続	➡				
			健全育成推進協議会で子どもの健全育成についての意見交換の実施	実施	継続	➡				
	同(地域福祉課)	民生・児童委員による学校訪問事業での訪問学校数(校)	14	維持	➡					
	同(子育て支援課)	要保護児童対策地域協議会での情報交換と支援	実施	拡充	➡					
3	いじめ防止条例の制定 (指導室)	いじめの防止、いじめの早期発見・早期対応のための対策を総合的に推進するための条例を制定する。	いじめ防止条例の制定	検討	策定	周知	継続	➡		

1-3. 犯罪等から子どもを守る環境をつくります

子どもを狙う犯罪は、全国で後を絶ちません。禁止薬物やネットポルノなど、知らないうちに巻き込まれる犯罪もあります。子ども自身の危機回避能力を育成するほか、子どもが犯罪に巻き込まれないよう、地域全体で犯罪の起こりづらい環境をつくります。

□事業の取組内容・目標

	事業名称 (担当課)	事業の内容	参考指標	実績	計画(年度)					
				H30	R2	R3	R4	R5	R6	
1	子どもを犯罪から守る防犯対策 (地域安全課)	ボランティアによる市内パトロールなど、子どもが安心して過ごせるまちづくりを行う。学校、保育所や学童保育所などで防犯対策に努める。	パトロール実施回数(回)	472	維持	→				
			こがねい安全・安心メール配信件数(件)	37	維持	→				
	同(保育課)		不審者対応訓練実施の保育園数(園)	12	漸増	→				
	同(学務課)		小学校通学路への防犯カメラの設置台数(台)	43	漸増	→				
	同(児童青少年課)		児童館及び学童保育所において訓練・研修会等を実施	実施	継続	→				
2	子どもを見守る家 (カンガルーのポケット) (指導室)	登下校時の不審者に対する一時的緊急避難所として「子どもを見守る家」の設置を促進する。	登録件数(件)	1,157	維持	→				
3	セーフティー教室 (指導室)	薬物、インターネットを利用する際に起きる被害、加害、不審者対策等について学び、危険回避・犯罪防止等の能力を育成する。	セーフティー教室、薬物乱用防止教室、情報モラル教育の実施	実施	継続	→				

1-4. 普及啓発を推進し、子どもの権利がいかされる社会環境づくりを進めます

虐待や差別(いじめ)の背景の一つとして子どもの権利への意識の低さが指摘されています。子どもの最善の利益を守るためには、周りの大人はもちろん、子ども自身が権利主体であることに気付く必要があります。子どもの権利を広く普及させることで、子どもを児童虐待やいじめ等の人権侵害から守るとともに、子ども自身が権利を理解し、他者にも権利があり、互いに尊重しあうことの大切さを伝えていきます。

子どもの権利についての理解を深めることができるよう、周知や理解促進のための活動に取り組み、子どもの権利を大切にす意識の向上を目指します。

□事業の取組内容・目標

	事業名称 (担当課)	事業の内容	参考指標	実績	計画(年度)					
				H30	R2	R3	R4	R5	R6	
1	子どもの権利の広報活動 (児童青少年課) <重点事業>	ホームページやリーフレット等による周知・広報を行う。また新たな方法についても検討する。	周知・広報の実施	実施	継続	→				
2	子どもの権利の職員への啓発活動 (児童青少年課)	手引きや職員研修等による子どもにかかわる職員への啓発・周知を行う。	職員研修の実施	実施	継続	→				

	事業名称 (担当課)	事業の内容	参考指標	実績	計画(年度)					
				H30	R2	R3	R4	R5	R6	
3	人権教育の推進 (指導室)	各小中学校で人権教育教材 (人権教育プログラム等)を 活用し、各教科・総合的な学 習の時間等すべての教育活 動において人権教育の推進 を図る。各小中学校から人権 教育推進委員を選出し、市で 年3回の研修を行う。	小中学校における人権教 育の実施	実施	継続					
4	子どもの権利の地域 における学習支援 (公民館)	子どもの人権講座や出前講 座など、市民の学習会の支援 を行う。	子どもの人権講座への延 参加者数(人)	150	維持					

目標2 子どものゆたかな体験と仲間づくりを支えます

子どもがそれぞれの個性を伸ばし、自分らしく成長するために、ゆたかな経験や仲間との交流を通して、自分と相手の個性を相互に尊重することを学ぶ必要があります。行政、家庭、学校、地域が連携しながら、子どもが様々な体験の機会を得たり、社会の一員としての関わりを経験できるよう、取り組みます。

2-1.子どもの意思を尊重し、社会参加できる機会を提供します

著しい社会変化の中、予測困難な未来を生きる子どもたちに必要なのは、能動的に考え、行動できる原動力となる自分への自信です。子どもは自分に関係のあることについて、参加して自由に意見を表すことができる権利があります。社会の中で自分の意見が尊重され存在が認められることで、積極的に挑戦しようという自信が身につきます。自分で考え、あるいは行動したことが現実に反映された体験は貴重です。子どもの意見表明の場やボランティア活動を通して、社会参加や意見反映の機会を提供します。

□事業の取組内容・目標

	事業名称 (担当課)	事業の内容	参考指標	実績	計画(年度)					
				H30	R2	R3	R4	R5	R6	
1	児童館における意見箱の設置 (児童青少年課)	子どもの考え方や意見を 表明できる場を作り、尊 重する。児童館内に意見 箱の設置や児童館事業の 実施。意見表明の場とし て各学校生徒会による意 見交換会を実施する。	意見箱への投書数(通)	208	漸増					
2	じどうかんフェスティバル (児童青少年課)		子どもの意見を反映した「じどうかんフェスティバル」の実施	実施	継続					
3	各種計画策定や事業実施時における子どもの意見聴取 (各課)		各種計画策定や事業実施時における子どもの意見聴取実施	検討	実施	拡充				
4	中学校生徒会による意見交換会 (指導室)		中学校生徒会による意見交換会の実施	実施	継続					
5	ボランティア活動への参加 (児童青少年課)		中・高校生ボランティアの参加を得る。また、ボランティア活動に参加しやすい環境を整え、子どもの参加意欲を高める。	中・高校生ボランティア登録・参加者数(人)	747	漸増				
	同(指導室)		ボランティアカードの小学校5・6年生及び中学生への配布	実施	継続					

2-2.子どもの体験活動を応援します

子どもはゆたかな体験や、子ども同士の遊びによって成長していきます。将来、子どもたちが自立し、社会の中で自己実現していくためには、子どものころに多種多様な出会いや体験を経験することが大切です。自然環境に恵まれた地域性を最大限に生かし、自然とのふれあいや共同作業、芸術活動に触れるなどの経験の中で自立に必要な力を身につけられるよう、子どもの体験活動を支えていきます。

□事業の取組内容・目標

	事業名称 (担当課)	事業の内容	参考指標	実績	計画(年度)					
				H30	R2	R3	R4	R5	R6	
1	子どもの体験事業 (公民館)	公園や市施設において「子ども体験講座」などを行う。 ※対象学年…講座による	子ども体験講座延べ参加人数(人)	146	維持	→				
	同(生涯学習課)	※対象学年…小学3年生から中学3年生	清里山荘自然体験教室参加人数(人)	61	維持	→				
	同(経済課・農業委員会)	※対象学年…小学校による	学童収穫体験事業参加児童数(人)	1,713	維持	→				
	同(児童青少年課)	※対象学年…小学1年生から小学6年生	わんぱく団活動参加人数(人)	76	維持	→				
			わんぱく号参加人数(人)	351	維持	→				
	同(図書館)	※対象学年…小学5年生から中学3年生	小・中学生の1日図書館員・職場体験学習者数(人)	19	維持	→				
2	各種スポーツ事業 (生涯学習課)	親や指導員も参加し、子どもとの交流を図れるよう「少年少女野球教室」「ジュニアサッカーフェスティバル」「親子体操教室」などを実施する。体育協会との連携により、少年少女スポーツ団体に対し、財政的支援を行う。	少年少女野球教室、ジュニアサッカーフェスティバル、親子体操教室、水泳教室などの延べ参加者数(人)	458	維持	→				
			上記以外の新規プログラムの実施	検討	検討	→				
3	図書館事業 (図書館)	子どもと本を結び付けるために、おはなし会や各種行事を開催する。(おはなし会・おたのしみ会・工作会)	おはなし会参加人数(人)	1,493	維持	→				
			おたのしみ会参加人数(人)	255	維持	→				
			夏休み工作会参加人数(人)	18	維持	→				
4	はけの森美術館教育普及活動 (コミュニティ文化課)	はけの森美術館の展覧会の開催にかかる関連企画及び教育普及活動としてのワークショップ、鑑賞教室、学校への出前授業などを通し、子どもが美術を中心とする芸術活動に出会い、体験し、ゆたかな感性を育むことに努める。	ワークショップ、鑑賞教室、学校への出前授業等の延べ実施回数(回)	27	維持	→				

※上記の他に、学校では、教育課程の中で演劇鑑賞や音楽発表会、移動教室など様々な機会を通じた体験活動を推進しています。

2-3.子どもの居場所と交流の場を充実します

核家族や地域社会でのふれあいの機会が減少する中で、子どもや子育て家庭の不安や孤立感を軽減するため、子ども同士や親子が気兼ねなく集い、つながりあうことのできる場が求められています。

子どもが一人で安心して過ごせたり、ゆるやかな交流の中で気の合う仲間づくりができるよう、子どもの生活圏を踏まえた子どもの居場所と交流の場を充実します。

子どもの居場所と交流の場の充実にあたっては、家庭・地域・教育関係者・行政が協働して進めるための仕組みづくりに取り組むとともに、多様な子どもの課題や担い手のあり方等について、

関係者により継続的な検討を行います。

□事業の取組内容・目標

	事業名称 (担当課)	事業の内容	参考指標	実績	計画(年度)						
				H30	R2	R3	R4	R5	R6		
1	子どもの居場所づくりの推進 (子育て支援課・児童青少年課) ＜重点事業＞	子どもの居場所に関するネットワークづくりを進めるとともに、子どもの居場所のあり方について関係者により継続的検討を行うことにより、子どもの居場所の推進体制を整備する。	子どもの居場所に関するネットワークづくり	—	実施						
			関係者による子どもの居場所のあり方の継続的検討	—	実施						
		子どもの居場所のあり方の検討を踏まえ、子どもや保護者が気軽に立ち寄れる地域の居場所づくりを推進する。どの家庭も孤立せず、地域とつながるように、地域全体で家庭を支援する環境を整備する。	子どもの居場所づくりの推進	—	検討	実施	継続				
2	児童館事業 (児童青少年課) ＜重点事業＞	子どもの健全育成として、小学生対象のグループ活動などのほか、中・高校生事業、子育て支援、子育てグループの活動支援などについて、開館時間の延長も行い実施する。新たな児童館の整備を含めた児童館の在り方を検討する。	来館者数(人)	98,875	漸増						
			開館延長時の利用者数(人)	18,096	漸増						
3	冒険遊び場事業 (児童青少年課)	自然の中で子どもが自由な発想で自由に遊べる場(プレーパーク)を提供する。	プレーパーク来場者数(人)	19,390	漸増						
4	校庭、公園等遊べる場の整備等 (環境政策課)	子どもから高齢者までの憩いの場・交流の場、青少年が安心して遊べる魅力ある場の確保と環境づくりを行う。	公園内の樹木や植栽の管理	実施	継続						
			公園内遊具の点検・修理	実施	継続						
	同(生涯学習課)		遊び場開放延べ参加者数(人)	8,776	漸増						
	登録団体開放延べ参加者数(人)		55,294	漸増							
5	子どもの公共施設の利用 (公民館)	公民館、体育館等、子どもだけでも利用できる公共施設の充実を図る。	子どもの公民館利用の促進	検討	実施	継続					
			同(生涯学習課)	総合体育館・栗山公園健康運動センターでの中学生以下の利用者数(人)	53,531	維持					
6	子ども食堂推進事業 (子育て支援課)	子ども食堂を運営する団体に対し、その経費の一部を補助することにより、地域の子どもたちに食事及び交流の場を提供する取組について、安定的な実施環境を整備し、地域に根差した活動を支援する。	補助支給団体数(団体)	—	3	漸増					
7	中高生の余暇活動支援 (児童青少年課)	中・高生世代の余暇活動を支援し、居場所と交流の場を提供する。	児童館夜間開館事業延べ参加者数(人)	1,016	漸増						
			バンド室利用延べ人数(人)	446	漸増						
			同(公民館)	若者コーナー延べ参加者数(人)	350	維持					

※上記の他に、施策 5-2 において子どもの地域交流の場の事業を掲載しています。

第3節 子育て家庭を支えます（基本的視点2）

目標3 子どもを生き育てる家庭を支援します

3-1.経済的負担を軽減します

子どもの貧困問題に対する社会的関心は高まりつつあります。子どもが、生まれ育った家庭の経済状況にかかわらず、未来への希望を持ち、自立する力を伸ばすことのできる機会と環境を整備することは社会の責務です。

子育て家庭の経済的負担軽減のための各種施策を実施します。

□事業の取組内容・目標

	事業名称 (担当課)	事業の内容	参考指標	実績	計画（年度）					
				H30	R2	R3	R4	R5	R6	
1	施設等利用給付の上乗せ（幼稚園） （保育課） ＜重点事業＞	私立幼稚園等に在籍する子どもの保護者の負担軽減をさらに図るため、上限額に上乗せして給付を行う。	受給者数（人）	18,063	維持	→				
			受給資格者における受給者数の割合（％）	100.0	維持	→				
2	施設等利用給付の上乗せ（認可外保育施設） （保育課） ＜重点事業＞	一定の基準を満たす認可外保育施設に在籍する子どもの保護者の負担軽減をさらに図るため、上限額に上乗せして給付を行う。	受給者数（人）	2,984	維持	→				
			受給資格者における受給者数の割合（％）	100.0	維持	→				
3	保育所等における副食費の補助 （保育課）	保育所等に在籍する子どもの保護者の経済的負担を軽減するため、副食費の補助を実施する。	受給者数（人）	—	実施	→				
			受給資格者における受給者数の割合（％）	100.0						
4	義務教育就学児医療費助成制度の拡充 （子育て支援課） ＜重点事業＞	病気やけがにより、健康保険が適用される医療行為や薬剤提供を市内在住の小中学生が受けた場合に、自己負担すべき額から通院一回あたり200円を控除した額を助成する。	所得制限の段階的廃止の進捗状況	検討	準備	拡充 (小学校4年生～6年生)	準備	拡充 (中学校1年生～3年生)	維持	
5	愛育手当 （子育て支援課）	公的補助のない保育園等類似施設に在籍している満3歳から満5歳まで（申請年度の4月1日現在）の幼児の保護者に手当を支給する。	受給者数（人）	67 ※	維持	→				
6	小金井市奨学資金 （庶務課）	成績優秀であるにもかかわらず、経済的理由により修学が困難な高校生・大学生などに、修学上必要な学資金を援助する。	高校生等受給者数（人）	33	維持	→				
			大学生等受給者数（人）	3	維持	→				
7	就学援助制度 （学務課）	経済的な理由により教育費（給食費、学用品費など）の支払いが困難な保護者に対して、教育費の一部を援助する。	小学生等受給者数（人）	374	維持	→				
			中学生等受給者数（人）	207	維持	→				

※令和元年度の幼児教育・保育の無償化に伴う、受給資格についての制度改正前の実績です。

3-2.母子保健事業を充実します

妊娠・出産期、新生児期、乳幼児期、学齢期を通じて、切れ目のない母子保健体制と関係機関コーディネート体制を強化し、安心して生み育てることができる保健環境を整備します。特に、未熟児、多胎児、病気を持つ子どもなどの子育てに困難を感じる保護者に対しては丁寧に向き合い、子育てに寄り添う支援の充実を図っていきます。あわせて、次世代の子どもの心身の健康を見据えた保健対策に取り組んでいきます。

□事業の取組内容・目標

	事業名称 (担当課)	事業の内容	参考指標	実績	計画(年度)						
				H30	R2	R3	R4	R5	R6		
1	母子保健健康相談事業 ①乳幼児保健相談 ②乳幼児健康相談 ③出張健康相談 (健康課) ＜重点事業＞	育児不安の解消を図るため、保健師等に気軽に相談できる場を確保し、育児支援を行う。	乳幼児健康相談利用者数(人)	914	漸増	→					
			出張健康相談利用者数(人)	1,107	漸増	→					
2	予防接種事業 (健康課)	各種予防接種に関する正しい知識の普及・啓発に努めるとともに、感染性の病気の発生やまん延を防ぐため、法令に基づき定期予防接種等を行う。	四種混合接種率(%)	102.2	漸増	→					
			二種混合接種率(%)	65.7	漸増	→					
			麻しん風しん(第Ⅰ期)接種率(%)	97.8	漸増	→					
			麻しん風しん(第Ⅱ期)接種率(%)	93.5	漸増	→					
			日本脳炎接種率(%)	108.4	漸増	→					
			不活化ポリオ接種率(%)	0.2	漸増	→					
			BCG接種率(%)	100.0	漸増	→					
			ヒブ接種率(%)	102.9	漸増	→					
			小児用肺炎球菌接種率(%)	103.1	漸増	→					
			子宮頸がん接種率(%)	0.4	漸増	→					
			水痘接種率(%)	94.9	漸増	→					
			B型肝炎接種率(%)	103.0	漸増	→					
			ロタ接種率(%)	-	漸増	→					
おたふくかぜ接種率(%)	-	漸増	→								
3	乳幼児健康診査 (健康課)	乳幼児の健康状態の確認、病気の早期発見、乳幼児の心身の健やかな成長と保護者の育児支援を図るため、健康診査(身体計測・医師の診察・相談等)を行う。また、必要に応じて経過観察健診などを行う。	3~4か月児健康診査受診率(%)	95.6	漸増	→					
			6~7か月児健康診査受診率(%)	86.6	漸増	→					
			9~10か月児健康診査受診率(%)	86.8	漸増	→					
			1歳6か月児健康診査受診率(%)	97.3	漸増	→					
			3歳児健康診査受診率(%)	96.3	漸増	→					
4	乳幼児歯科保健指導 (健康課)	乳幼児のむし歯予防や、からだ全体の健康づくりの一環として、歯科保健指導、予防処置などを行う。	むし歯予防教室実施者数(人)	189	漸増	→					
			歯科健診実施者数(人)	876	漸増	→					
			歯科予防処置実施者数(人)	610	維持	→					

	事業名称 (担当課)	事業の内容	参考指標	実績	計画(年度)							
				H30	R2	R3	R4	R5	R6			
5	新生児等聴覚検査 (健康課)	新生児期に聴覚検査を行い、早期に聴覚障がいを発見して適切な支援につなげる。	新生児等聴覚受診者数(人)	310	漸増	→						
6	両親学級 (健康課)	妊娠、出産、育児などに関し、必要な知識の普及や情報の提供、さらに親同士の交流や仲間づくりなど支援を行うため、妊婦とそのパートナーを対象とした教室・乳幼児と保護者を対象とした教室を開催する。	平日コース参加者延べ人数(人)	190	維持	→						
			土曜日コース参加者延べ人数(人)	661	維持	→						
7	栄養個別相談・栄養集団指導 (健康課)	離乳食やアレルギー食、食生活等の子どもの成長に関する食の悩みについて、栄養士との相談の場を提供する。また、食に興味を持ち、つくる楽しさ、食べる楽しさを意識してもらうため、親子でつくれる料理の紹介をする。	栄養個別相談利用者延数(人)	1,029	維持	→						
			栄養集団指導参加者延数(人)	3,037	維持	→						
8	子どもへの食育の推進 (健康課) 同(保育課) 同(児童青少年課) 同(指導室) 同(学務課)	子どもの発達段階に応じた食に関する情報提供など、地域、学校、子ども関係機関、事業者など、幅広い分野において食育に関する取組を行う。また、食育推進会議や食育推進検討委員会を開催し、事業の円滑な推進を実施する。	マタニティクッキング参加者数(人)	42	維持	→						
			離乳食教室(2回食及び3回食)参加者数(人)	309	維持	→						
			乳幼児食育メール配信登録者数(人)	763	維持	→						
			こどもクッキング参加者数(人)	63	維持	→						
			栄養講習会(親子クッキング教室)参加者数(人)	20	維持	→						
			食育計画及び年間行事計画を作成し、食育事業を実施している保育園数(園)	20	漸増	→						
			食事や栄養をテーマにした子育て相談会参加人数(人)	376	維持	→						
			乳幼児食事会参加人数(人)	1,937	維持	→						
			料理教室参加人数(人)	4,119	維持	→						
9	小児医療の充実 (健康課)	小児救急医療を確保し、充実を図る。また、休日準夜間診療の体制を維持する。	365日24時間の小児医療救急体制の確保	実施	継続	→						
			未熟児(病児を含む)、多胎児に対する新生児訪問実数(件)	14	維持	→						
10	育児に困難を持つ家庭への支援 (健康課)	未熟児、多胎児、病児を持つ子どもと保護者が、情報や手段が得られることで、育児の困難さを軽減できるように、家庭訪問などの継続的な個別相談や親子同士が交流できる場を提供する。	乳児・幼児に対する保健師訪問実数(件)	54	維持	→						
			個別継続支援実施延べ数(件)	450	維持	→						
			産後ケア事業延べ利用者数(人)	—	実施	漸増	→					
11	産後ケア事業 (健康課) ＜重点事業＞	出産直後の母子に対して心身のケアや育児サポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する。	産後ケア事業延べ利用者数(人)	—	実施	漸増	→					

	事業名称 (担当課)	事業の内容	参考指標	実績	計画(年度)					
				H30	R2	R3	R4	R5	R6	
12	子育て中の保護者グループ相談 (子育て支援課) ＜重点事業＞	育児に強い不安や困難を感じている保護者を対象に、子育てや自分についての思いを話したり、必要な情報や支援を見つかる場を関係機関と連携し、提供する。また、育児に関する日ごろの悩み相談や保護者同士の交流を必要とする保護者の継続支援を行う。	育児不安親支援事業延べ参加人数(人)	15	漸増	→				
			お母さんグループ延べ参加人数(人)	127	漸増	→				
13	薬物乱用防止の普及啓発 (健康課)	地域の関係機関との連携や支援により、思春期の子どもに対する啓発を行う。	東京都薬物乱用防止小金井推進協議会が行う啓発事業の支援	実施	継続	→				

3-3.子育てに関する相談・支援、情報提供、学習機会を充実させ、支援を強めます

子育てについての不安や負担の軽減を図るためには、必要な時に必要な情報が得られることや、気軽に相談できる環境を整えていくことが必要です。

子育て関連情報の発信のほか、子育てや子育てに関する情報交換・相談ができる場や、子育ての仲間づくりの場の充実により、子育てに関する精神的負担の軽減に努めます。

また、本市における子どもの貧困は、必ずしも見えやすい形ばかりではありません。相談しやすい体制や多層的な居場所づくり、貧困の連鎖を断ち切るための学習支援などで、見えにくい貧困にも寄り添う体制を整備します。

□事業の取組内容・目標

	事業名称 (担当課)	事業の内容	参考指標	実績	計画(年度)					
				H30	R2	R3	R4	R5	R6	
1	子育て情報の提供 (子育て支援課) ＜重点事業＞	市報、ホームページ、子育てに関する総合冊子を活用するほか、民間の子育て支援サイト「のびのびーの!」と連携し、子育て情報の提供を行う。	市報、ホームページ、子育てに関する総合冊子を活用した情報提供	実施	継続	→				
			子育て支援サイト「のびのびーの!」との連携	実施	継続	→				
2	子育て総合相談 (子育て支援課) ＜重点事業＞	子ども家庭支援センターを窓口とした、子どもや子育てに関する総合相談、情報提供。関係機関と連携し、他の支援機関や子育て支援ネットワークづくりに繋げる。	相談件数(件)	3,087	漸増	→				
3	育児支援ヘルパー事業 (子育て支援課)	産前・産後の妊産婦を介助する方がいない家庭を対象に、ヘルパーを派遣し、母体保護及び子育ての負担軽減を図る。	育児支援ヘルパー派遣件数(件)	34	漸増	→				
			育児支援ヘルパー派遣時間数(時間)	522.5	漸増	→				
4	子育て施設の地域支援事業 (保育課)	保育所での電話相談や園庭開放、園行事への参加など地域の子育て支援を行う。また、学童保育所では空き時間を利用して子育てひろば事業を実施する。	相談園数(園)	36	漸増	→				
			園庭開放実施保育園数(園)	10	維持	→				
	同(児童青少年課)	子育てひろば事業(学童ひろば)の実施	実施	継続	→					

	事業名称 (担当課)	事業の内容	参考指標	実績	計画(年度)					
				H30	R2	R3	R4	R5	R6	
5	民生委員・児童委員の活動 (地域福祉課)	子どもや妊産婦、ひとりの親家庭などの総合相談、利用できる制度や施設、サービスの紹介。判断、治療、処遇を必要とする問題については、関係機関との連携を図りながら速やかな対応を行う。	子ども関係相談・支援件数(件)	760	維持					
6	子育ての仲間づくり事業 (児童青少年課)	孤立化を防ぎ、仲間づくりを促進するため、親子のふれあい、親同士、子ども同士の交流を促進する。	幼児グループの実施	実施	継続					
7	子育て講座の開催 (生涯学習課)	妊娠、出産から思春期の家庭教育まで、ライフステージに応じた子育てなどに関する知識の普及や情報提供、保護者同士の交流や仲間づくりなどを行う。	思春期子育て講座の実施	実施	継続					
			家庭教育学級の実施	実施	継続					

3-4.子育てしやすい職場環境を目指して、情報提供と支援に取り組みます

子育てしやすい職場環境を目指し、求人・就労に関する情報提供や再就職支援に取り組みます。

□事業の取組内容・目標

	事業名称 (担当課)	事業の内容	参考指標	実績	計画(年度)					
				H30	R2	R3	R4	R5	R6	
1	雇用・再就職にかかわる支援事業の広報 (経済課)	子育てをしながら早期の就職を希望する方に、関係機関と連携し、パンフレット等を配布する。また、「こがねい仕事ネット」を通じ市内外の求人と就労に関する情報提供をする。	関係機関のパンフレット等の配布	実施	継続					
			「こがねい仕事ネット」を通じての求人と就労に関する情報提供	実施	継続					
2	再就職の支援 (経済課)	関係機関と連携し、就職相談会、面接会、セミナーを実施するとともに、パンフレット等各種労働情報の提供を行う。	就職相談会、面接会、セミナー参加者数(人(延べ))	290	漸増					

目標4 子育て、子育てに困難を抱える家庭を支援します

4-1.ひとり親家庭を支援します

子育て、家事、仕事等の生活全般で様々な困難を抱えているひとり親家庭に対して、相談や生活支援等のきめ細やかな取組みを実施し、ひとり親家庭の生活の安定と子どもの健やかな成長を支援します。

ひとり親家庭ならではの不安に対しては、3-3において、親子の居場所づくりの観点からも支援します。

□事業の取組内容・目標

	事業名称 (担当課)	事業の内容	参考指標	実績	計画(年度)				
				H30	R2	R3	R4	R5	R6
1	ひとり親家庭へのホームヘルプサービス派遣 (子育て支援課) ＜重点事業＞	20歳未満の子どもがいるひとり親家庭で、家事または育児などの日常生活に支障がある場合、ホームヘルパーを派遣する。	周知や広報等の実施	実施	継続	拡充	→		
			利用世帯数(世帯)	5	漸増	→			
2	ひとり親家庭の相談事業 (子育て支援課)	母子・父子自立支援員を配置し、経済上や生活一般に関する相談や自立に必要な支援を行う。	相談件数(件)	5,425	維持	→			
3	母子生活支援施設への入所支援 (子育て支援課)	児童(18歳未満)の養育が十分にできない母子家庭に対し、経済的事情にかかわらず、母子生活支援施設への入所支援を行う。	必要とする世帯が利用できる相談支援体制の維持	実施	継続	→			
4	ひとり親家庭を対象とした自立支援給付金支給事業 (子育て支援課)	ひとり親家庭の母又は父が就職する際に有利な資格の取得を推進するため、給付金を支給し経済的負担の軽減を図る。	母子及び父子家庭自立支援教育訓練給付金支給件数(件)	3	維持	→			
			母子及び父子家庭高等職業訓練給付金支給件数(件)	3	維持	→			
			ひとり親家庭高等学校卒業程度試験合格支給給付金支給件数(件)	0	漸増	→			

4-2. 特別な配慮が必要な子ども(障がい児等)と家庭を支援します

特別な配慮が必要な子ども(障がい児等)の保育や教育ニーズに応えるためには、きめ細かな配慮と十分な支援体制が必要となります。

保育所や学童保育所において、受入れ体制の充実に努めます。また、個々の特性を踏まえ、一人ひとりの子どもの発達を支援するために、子どもの障がいや特別ニーズの早期発見・早期対応、児童発達支援センターにおける事業実施、特別支援教育の環境整備などに取り組みます。

□事業の取組内容・目標

	事業名称 (担当課)	事業の内容	参考指標	実績	計画(年度)				
				H30	R2	R3	R4	R5	R6
1	認可保育所での特別支援保育 (保育課) ＜重点事業＞	公立保育所および民間保育所の全園で、可能な限り特別な配慮が必要な児童(医療的ケア児を含む)の保育を行う。	公立保育園の障がい児入所人数(人)	13	漸増	→			
			民間保育園の障がい児入所人数(人)	28	漸増	→			
2	学童保育所での障がい児保育 (児童青少年課) ＜重点事業＞	学童保育所全所で障がい児の保育を行う。	希望人数に対する受入者数の割合(%)	100.0	維持	→			
3	障がい児の緊急・一時預かり (保育課) ＜重点事業＞ 同(自立生活支援課)	保護者の病気などで障がいのある子どもの一時的な預かりを必要とした場合、保育所や障がい者の施設で一時的に預かりを行う。	保育所での障がい児の緊急・一時預かりの実施	検討	検討	→			
			都型短期入所利用者数(障がい児のみ)(人)	34	維持	→			
			短期入所事業利用者数(人)	23	維持	→			
4	障がいの早期発見(乳幼児健康診査) (健康課)	各種の乳幼児健康診査や保健相談等の中で障がいを早期発見し、その障がいにあった適切な支援につなげる。	経過観察健康診査延べ人数(人)	67	維持	→			
			発達健康診査延べ人数(人)	19	維持	→			
			心理経過観察健康診査延べ人数(人)	322	維持	→			

	事業名称 (担当課)	事業の内容	参考指標	実績	計画(年度)						
				H30	R2	R3	R4	R5	R6		
5	児童育成手当(障害) (子育て支援課)	障がいのある20歳未満の子どもがいる保護者等に手当を支給する。	障害手当対象児童数(人)	44	維持						
			障害・育成手当対象児童数(人)	10	維持						
6	小中学校特別支援学級 (指導室)	知的障がいや情緒障がい、難聴・言語障がい等のある子どものため、特別支援教育の環境整備を行う。	個々の障がいに応じた指導の実施のため、個別指導計画を作成した割合(%)	100	維持						
7	児童発達支援センター事業 (自立生活支援課)	心身の発達に特別な配慮が必要な子どもとその家族に対して、ひとりひとりの子どもの特徴に沿った発達を支援するため、児童発達支援センターぎらりてに必要な相談、指導及び訓練等を実施する。また、子育て関係機関への巡回相談事業を実施する。	相談支援事業相談件数(件)	207	維持						
			親子通園事業利用者数(人)	36	維持						
			外来訓練事業利用者数(人)	128	維持						
			子育て関係機関への巡回相談事業の実施	検討	試行	実施	継続				
8	医療的ケア児連絡調整体制整備事業 (自立生活支援課)	医療的ケア児が、その心身の状況に応じた適切な保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を受けられるよう、関連機関との連絡調整を行うための体制を整備する。	連絡調整会議の実施	検討	試行		実施	継続			

4-3.外国籍の子どもと家庭を支援します

外国籍の子どもが、日常生活や学習を円滑に営めるように日本語指導補助員を派遣するとともに、外国籍の家庭に対する支援を行います。

□事業の取組内容・目標

	事業名称 (担当課)	事業の内容	参考指標	実績	計画(年度)						
				H30	R2	R3	R4	R5	R6		
1	各国の言語による情報提供 (広報秘書課)	外国語によるガイドブック、ハンドブック等の作成や生活に関する情報の提供を行う。市や教育委員会などのホームページでも提供する。	「外国人ガイドブック」配布部数(部)	750	維持						
	同(学務課)		編入学等について市ホームページ翻訳機能により外国語で情報提供	実施	継続						
	同(ごみ対策課)		ごみ・リサイクルカレンダーに外国語説明を掲載	実施	継続						
2	外国籍の幼児の教育・保育施設等利用支援 (保育課)	外国籍の幼児が円滑に教育・保育施設等を利用できるように、保護者及び教育・保育施設等に対し必要な支援を行う。	外国籍の幼児の利用支援の実施	実施	継続						
3	日本語指導補助員の派遣業務 (指導室)	外国籍の児童・生徒に対して、日常生活および学習指導を円滑に営めるように日本語指導補助員を派遣する。	利用者数(人)	18	維持						
4	外国人相談 (広報秘書課)	市内に住む外国人の相談や情報提供に関し、外国語を話せる相談員を配置する。	相談件数(件)	0	漸増						

4-4.家庭での子育て、子育てが困難な場合にきめ細やかな支援をします

家庭での子育て、子育てが困難な子どもが、適切な環境で育ち自立していけるように、きめ細やかな支援を実施します。

□事業の取組内容・目標

	事業名称 (担当課)	事業の内容	参考指標	実績	計画(年度)					
				H30	R2	R3	R4	R5	R6	
1	見守りサポート事業 (子育て支援課)	児童相談所と連携し、軽度の児童虐待が認められるが在宅での指導が適切と判断される家庭及び児童相談所が一時保護又は施設措置などを行った児童が家庭復帰した後の家庭への適切な支援を行う。	見守りサポート事業の実施	実施	継続	→				
2	里親制度の紹介と周知 (子育て支援課)	保護者がいないか、保護者がいても養育できない子どもを家庭的雰囲気の中で育てる制度。制度の周知を図る。	養育家庭体験発表会参加者数(人)	36	漸増	→				

第4節 次世代につながる地域の子育ち、子育て環境を整えます (基本的視点3)

目標5 地域の子育ち環境を整えます

5-1.子どもが安心して学べる環境をつくります

すべての子どもが生きる力を育み、可能性や個性を伸ばせるように、不登校をはじめとした子どもの悩みや問題などに対する支援を行い、すべての子どもが安心して学べる環境を整備します。

□事業の取組内容・目標

	事業名称 (担当課)	事業の内容	参考指標		実績	計画(年度)					
					H30	R2	R3	R4	R5	R6	
1	適応指導教室運営事業(もくせい教室)(指導室)	不登校児童・生徒それぞれの状況に応じた支援を行うことで心の居場所とし、自分らしさを発見し、社会的に自立していくことを目指す。	入所人数(人)		40	維持	→				
2	学校図書館活動(指導室)	小中学校図書館に学校図書館補助員を配置し、図書整理、貸し出し、検索照会サービス、読書指導などを行うことにより学校図書館活動の充実を図る。	貸出数(冊)	小学校	186,023	維持	→				
	中学校			16,482	維持	→					
	同(図書館)		学級文庫貸出団体数(団体)	103	維持	→					
			調べ学習貸出団体数(団体)	1	漸増	→					
3	国際性を育む教育(指導室)	外国人英語指導員の配置による外国語教育、外国文化との交流、国際理解教育を行う。	実施時間数(1学級あたり概算)(時間)	小学校	18	継続	→				
				中学校	180	継続	→				
				特別支援学級	6	継続	→				
4	特別支援教育(指導室)	発達障がいがあり、集団生活に適應しにくい子どもが、在籍校や特別支援学級で適切な指導を受けることで、周りの子どもたちとの良好な関係が築けるよう支援する。	特別支援教育研修会実施回数(回)	7	維持	→					
			特別支援学級推進委員会実施回数(回)	8	維持	→					
5	子どもの学習支援事業(地域福祉課)	生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯において、家庭状況等により支援が必要な子どもに対し、家庭訪問による学習支援を行う。	実施人数(人)		9	漸増	→				

5-2.子どもが地域の一員となるための学習と交流の場をつくります

子どもたちが生きる力を育てていくためには、地域社会の中で様々な年齢の人たちと交流し、様々な生活体験、社会体験、自然体験を豊富に積み重ねることが大切です。

そのために、異年齢交流、市民まつり、子ども週間行事などを通じて、地域社会における学習と交流を推進します。

□事業の取組内容・目標

	事業名称 (担当課)	事業の内容	参考指標	実績	計画(年度)					
				H30	R2	R3	R4	R5	R6	
1	異年齢交流 (保育課)	小・中・高校生が乳幼児とのふれあいを通じて、社会体験学習と育児感覚を身につけたり、子どもが地域の大人と交流できる場を設ける。	職場体験受入園数(園)	16	漸増	→				
			ボランティア受入園数(園)	15	漸増	→				
			世代交流イベント実施園数(園)	12	漸増	→				
	同(児童青少年課)		乳幼児とのふれあい事業での保育ボランティア参加者数(人)	19	維持	→				
			赤ちゃんとの異世代交流事業延べ参加者数(人)	19	維持	→				
			おもちゃ病院開設回数(回)	32	維持	→				
2	子どもが参加できる行事の促進 (児童青少年課)	子ども週間行事や市民まつり等を通じて、地域住民や各種団体の協力を得ながら、健全な遊びや学びの場を設け、子どもの創意工夫による地域活動を促進する。	子ども週間行事参加者数(人)	2,917	維持	→				
			市民まつり参加者数(人)	2,882	維持	→				
	同(各課)		子ども関連行事の後援・共催等(件)	-	維持	→				
3	各種催し物における、中高生ボランティアの受入 (児童青少年課)	市民まつりや子ども週間行事などで中高生ボランティアの受入を実施する。	子ども週間行事受入者数(人)	177	維持	→				
			市民まつりボランティア受入者数(人)	42	維持	→				
4	地域諸団体への活動支援 (児童青少年課)	青少年健全育成地区委員会や子ども会などの地域諸団体に対し、活動支援を行う。	補助金交付事業実施団体数(団体)	7	維持	→				

5-3.子育て、子育てしやすい生活環境等を整備します

子どもがのびのびと遊び、子どもを連れた大人が安心して出歩くことができるように、公共施設や遊び場、道路環境の整備に努めます。また、子どもにやさしいまち、誰もが安心してゆたかに暮らすことのできるまちであるとの理念に基づき、「ユニバーサルデザインのまちづくり」を進め、貴重な自然環境を次世代の子どもに引き継ぐための取組を進めていきます。

□事業の取組内容・目標

	事業名称 (担当課)	事業の内容	参考指標	実績	計画(年度)					
				H30	R2	R3	R4	R5	R6	
1	ユニバーサルデザインのまちづくり (交通対策課)	ベビーカーや車イスがゆったりと通ることができ、子どもが安全、快適に生活できるまちづくりを行うことによって、誰もがゆたかに暮らし「心のバリアフリー」が実現できるまちづくりを行う。	放置自転車の撤去台数(台)	2,376	漸減	→				
			障がい特性の理解促進研修参加者数(人)	9	漸増	→				
			路上喫煙マナーアップキャンペーン実施回数(回)	12	維持	→				
			特定事業計画の進捗状況の確認	実施	継続	→				
2	子どもにやさしい自然環境の整備 (環境政策課)	市民に身近なみどりである公園等や、国分寺崖線(はけ)のみどり、湧水などの自然環境の保全のため、意識啓発を図るとともに、みどりを増やし、みどりゆたかで快適なまちづくりを行う。	公園等や国分寺崖線(はけ)のみどりを活用した環境イベントの実施	-		実施	継続	→		
			身近なみどりである公園等や国分寺崖線(はけ)のみどり、湧水などの自然環境保全活動	実施	継続	→				

	事業名称 (担当課)	事業の内容	参考指標	実績	計画(年度)					
				H30	R2	R3	R4	R5	R6	
3	幹線道路の整備 (都市計画課)	すべての人々が安全で快適な生活が営めるように、歩道空間や道路の整備を行う。	市内都市計画道路整備率 (%)	47.7	漸増					
4	子どもが通る道の安全確保 (交通対策課)	子どもが安全に過ごせるよう、学区域にとらわれず、通学路周辺の安全確保を行う。	市内小学校の通学路点検	実施	継続					
	同(保育課)	幼稚園、保育所等の散歩コースの点検を行う。	市内幼稚園、保育所等の散歩コース点検	実施	継続					
5	交通安全教育の推進 (交通対策課)	交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を推進し、交通事故防止を図る。	交通ルールの広報の実施	実施	継続					
	自転車交通安全教育の実施		実施	継続						
	同(指導室)		全小中学校で交通安全教育を実施	実施	継続					

5-4.地域の緑と環境を守ります

子どもだけではなく、誰もが安心してゆたかに暮らすことのできるよう、環境意識の向上や3R(Reduce 発生抑制、Reuse 再使用、Recycle 再生利用)の推進を通じて、緑と環境を次世代に引き継いでいきます。

□事業の取組内容・目標

	事業名称 (担当課)	事業の内容	参考指標	実績	計画(年度)					
				H30	R2	R3	R4	R5	R6	
1	環境問題の意識向上や環境学習 (環境政策課)	普及啓発事業として環境フォーラムや環境施設見学会等、さまざまな環境イベントを開催する。	環境イベントの実施	実施	継続					
2	発生抑制を最優先とした3R(発生抑制、再使用、再生利用)の推進に向けた啓発事業 (ごみ対策課)	3R推進に向けた広報媒体の作成、ごみ減量啓発キャンペーン及び出張講座などを行う。	ごみ減量キャンペーン実施回数(回)	5	維持					
			小中学校、保育園等への出張講座の実施	実施	継続					

目標6 地域の子育て環境を整えます

6-1.地域の子育てネットワークを整備します

共働き世代の増加、核家族化、都市化などにより、地域社会意識も希薄化し、子どもを取り巻く環境は大きく変貌しました。一方、防犯や災害時の地域協力体制など、顔の見える地域づくりの重要性が見直されています。5-2で子どもも地域の一員として参加する取組を進めるとともに、地域の一員として尊重され、役割を果たすコミュニティを目指し、地域の子育てネットワークづくりに取り組み、安心して子育てができる、子どもが安心して過ごせる地域環境を整備します。

□事業の取組内容・目標

	事業名称 (担当課)	事業の内容	参考指標	実績	計画(年度)					
				H30	R2	R3	R4	R5	R6	
1	子育て支援ネットワーク(子育て支援課) ＜重点事業＞	保育所、幼稚園、子育てサークル、NPOなどの子育て支援団体との協働によるネットワークをつくり、相互援助と情報発信を行う。	子育て・子育て支援ネットワーク協議会参加団体数(団体)	68	漸増	→				
2	子育てグループへの活動支援(子育て支援課)	市内の自主的な子育てグループなどのネットワーク化を図りながら、活動への支援を行う。	支援した自主グループ数と参加者数(団体数/人)	2団体 197	維持	→				
3	ボランティアセミナー(生涯学習課)	国分寺市、小平市、小金井市と東京学芸大学が連携し地域や学校等で活躍するボランティアを養成する講座。ボランティア活動スタートへのサポート、スキルアップを目指す。	ボランティアを養成する講座の延べ参加者数(人)	804	維持	→				

6-2.誰もが子育てと社会参加できる環境をつくり、ワーク・ライフ・バランスの実現を目指します

性別に関わらず誰もが個性と能力をさまざまな分野で発揮し、仕事や家庭生活、地域活動を含む社会生活を営むことができる環境づくりが求められています。

男女共同参画を推進する基盤となる人権・男女平等の意識醸成を図り、働き方や家庭・地域での役割を含めたワーク・ライフ・バランスの実現を目指します。

□事業の取組内容・目標

	事業名称 (担当課)	事業の内容	参考指標	実績	計画(年度)					
				H30	R2	R3	R4	R5	R6	
1	人権尊重、男女平等の啓発、普及(企画政策課)	人権尊重と男女平等の意識づくりの啓発、普及を行い、情報収集や相談およびDV等被害者支援などを行う。	こがねいパレット参加者数(人)	70	維持	→				
			男女共同参画シンポジウム参加者数(人)	70	維持	→				
			女性総合相談の相談者数(人)	136	維持	→				
			再就職支援講座参加者数(人)	28	維持	→				

※上記の他に、第3章及び第4章掲載の多くの事業が関係しています。

6-3.地域の公共施設の活用を進めます

子どもや子育て中の保護者だけでなく、誰もがゆたかに暮らすことのできる地域社会を実現していくため、地域の公共施設の活用を推進します。

□事業の取組内容・目標

	事業名称 (担当課)	事業の内容	参考指標	実績	計画(年度)					
				H30	R2	R3	R4	R5	R6	
1	子育てに配慮した公共施設の改善(子育て支援課) ＜重点事業＞	子連れで外出しやすいよう公共施設的环境を整備する。市の施設については、おむつ替え、授乳スペースを設置する等、子育てに配慮する。	赤ちゃん休憩室事業の実施	実施	継続	→				
			移動式赤ちゃん休憩室貸出件数(件)	9	漸増	→				
2	小中学校のスポーツ開放(生涯学習課)	地域住民のスポーツ、レクリエーションの場として、小中学校の体育施設を開放し、市民の健康増進を図る。	スポーツ開放校利用者数(人)	3,393	維持	→				
			一中クラブハウス利用者数(人)	9,273	維持	→				
			南中テニスコート夜間開放利用者数(人)	152	維持	→				

のびゆくこどもプラン 小金井（第2期
小金井市子ども・子育て支援事業計画）

令和4年3月改定

発行 小金井市

編集 子ども家庭部 子育て支援課

〒184-8504 東京都小金井市本町六丁目6番3号

TEL 042-387-9836 FAX 042-386-2609

E-mail s050599@koganei-shi.jp